

マイナ保険証・オンライン資格確認について Q&A

No	質問事項
Q1	マイナ保険証とはどのようなものか。
Q2	マイナ保険証を持っていないが、どのように医療機関を受診すればよいのか。
Q3	マイナ保険証の情報はどのように更新されるのか。
Q4	オンライン資格確認とは何か。
Q5	医療機関等でオンライン資格確認を利用したら「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されるが、なぜこうした事象が起こるのか。
Q6	マイナポータル画面に反映するまでの間、どのように医療機関を受診すればよいのか。
Q7	マイナ保険証が使えるかどうか、どうやって確認できるのか。
Q8	マイナ保険証で受診しようとしたところ、マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関だった。どのように受診すればよいのか。
Q9	マイナンバーカードを取得したい。
Q10	マイナンバーカードを持っているので、保険証利用登録をしたい。
Q11	マイナンバーカードを持っていないと、医療保険のデータベースに私の資格情報は登録されないのか。
Q12	マイナンバーカードを紛失した。
Q13	マイナンバーカードを紛失して再発行中に医療機関を受診したい場合は、どうしたらいいか。
Q14	マイナ保険証に有効期限はあるか。
Q15	電子証明書が失効しています。医療機関を受診したい場合はどうしたらいいか。
Q16	マイナ保険証利用登録を解除したい。
Q17	派遣や配偶者同行休業等で1年以上海外に行く場合、マイナ保険証はどうなるのか。

Q1	マイナ保険証とはどのようなものか。
A1	マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証利用登録をしたものです。

Q2	マイナ保険証を持っていないが、どのように医療機関を受診すればよいのか。
A2	マイナ保険証を持っていない方には、「資格確認書」を交付いたしますので、そちらで受診ください。

Q3	マイナ保険証の情報はどのように更新されるのか。
A3	<p>資格取得時（被扶養者認定時）に当共済組合からお送りした「マイナンバーWeb 登録のご案内」によりマイナンバーを届出いただくと、当組合システムに情報を入力します。その後、当組合システムからマイナンバーの情報を管理している「中間サーバー」に情報が連携されます。</p> <p>中間サーバーに情報が連携されると、マイナ保険証の情報が更新されます。マイナンバー届出からマイナポータル画面に反映されるまで、最長 2 カ月程度のお時間をいただく場合があります。</p>

Q4	オンライン資格確認とは何か。
A4	オンライン資格確認とは、医療機関等の窓口でマイナンバーカードのICチップ又は資格確認書の記号番号等により、オンラインで資格情報を確認する仕組みを言います。資格確認書及びマイナンバーカードの保険証利用のいずれの場合も、共済組合に届出されたマイナンバーで、資格確認が行われます。

Q5	医療機関等でオンライン資格確認を利用したら「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されるが、なぜこうした事象が起こるのか。
	<p>以下の原因が考えられます。</p> <p>① マイナンバーが未届出の状態、もしくは届出済みだが反映まで時間を要する状態</p> <p><対処方法></p> <p>マイナンバーを届出していない場合は、資格取得時（被扶養者認定時）に当共済組合からお送りした「マイナンバーWeb 登録のご案内」に沿って、共済組合へマイナンバーを届出してください。</p> <p>※ 被扶養者がマイナ保険証を使用するためには、被扶養者のマイナンバーを届出いただく必要があります。</p> <p>マイナンバーを届出済みの方は、届出からオンライン資格確認が可能にな</p>

	<p>るまで最長2カ月程度お時間をいただく場合があります。その間は資格情報なしとなりますので、資格確認書を提示してください。</p> <p>② 新たに加わったばかりでデータ反映されるまでのタイムラグ期間にある <対処方法> 年度初めなど、任命権者から採用情報や継続任用のデータを受領し共済組合のシステム登録までにお時間をいただきます。資格確認書をお持ちの場合はそれらを提示、何もない場合は所属の事務担当者に「組合員資格証明書」の発行申請をし、それを提示してください（有効期限15日）。</p>
--	--

Q6	マイナポータル画面に反映するまでの間、どのように医療機関を受診すればよいのか。
A6	マイナンバー届出からマイナポータル反映までにお時間をいただくため、新規資格取得（新規認定含む）の際、マイナ保険証を保有の場合も、有効期限最長4か月の「資格確認書」を交付いたします。マイナ保険証が使えるようになるまでは、そちらで医療機関を受診ください。なお、有効期限を過ぎた「資格確認書」は共済組合へ返却の必要はありませんので、ご自身で適切に処分してください。

Q7	マイナ保険証が使えるかどうか、どうやって確認できるのか。
A7	マイナポータルにログインした際に当共済組合の健康保険証の資格情報が登録されている場合は、マイナ保険証の利用登録をすることで保険証として使えます。

Q8	マイナ保険証で受診しようとしたところ、マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関だった。どのように受診すればよいのか。
A8	マイナ保険証（マイナンバーカード）と「資格情報のお知らせ」もしくはマイナポータルの資格情報画面をあわせて提示することで受診できます。

Q9	マイナンバーカードを取得したい。
A9	「地方公共団体情報システム機構」が「マイナンバーカード総合サイト」をHPで公開しており申請方法等を案内しているので、こちらをご覧ください。 （マイナンバーカード総合サイト） https://www.kojinbango-card.go.jp/

Q10	マイナンバーカードを持っているので、保険証利用登録をしたい。
A10	厚生労働省HPで登録方法を案内しているので、こちらをご覧ください。 (厚生労働省 HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

Q11	マイナンバーカードを持っていないと、医療保険のデータベースに私の資格情報は登録されないのか。
A11	「マイナンバーカード」をお持ちでなくても、マイナンバーを当共済組合に届出いただければ、医療保険のデータベースに、資格情報とマイナンバーが登録されます。

Q12	マイナンバーカードを紛失した。
A12	マイナンバーカードを紛失した場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)へ連絡し、一時停止手続きを行います。あわせて、警察に紛失届を出した後、お住まいの市区町村の窓口で再発行の手続きをお取りください。

Q13	マイナンバーカードを紛失して再発行中に医療機関を受診したい場合は、どうしたらいいか。
A13	「資格確認書交付申請書」を所属所を通じて共済組合に提出ください。有効期限4か月の「資格確認書」を交付します。 病院の受診をお急ぎの場合は、所属の事務担当者へ「組合員資格証明書」の作成を依頼してください(有効期限15日)。なお、資格証明書では、保険診療にならない医療機関があります。保険診療にならなかった場合は、窓口で10割負担をし、所属所で療養費の請求手続きを行ってください。

Q14	マイナ保険証に有効期限はあるか。
A14	マイナ保険証に有効期限はありませんが、マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書の有効期限は5年です。有効期限が過ぎた場合は、マイナ保険証として使えなくなりますので、お住いの区市町村の窓口で更新手続きを行う必要があります。

Q15	電子証明書が失効している。医療機関を受診したい場合はどうしたらいいか。
A15	電子証明書が失効してから3か月はマイナ保険証を利用した医療機関等で

	の診察が行えます。3か月以内に住民登録のある区市町村窓口で電子証明書の再発行手続きをしてください。すでに失効しており、手続きに時間がかかる場合はQ13と同様の対応になります。
--	---

Q16	マイナ保険証利用登録を解除したい。
A16	「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」（用紙No.解除）を所属所を通じて共済組合に提出ください。解除申請を共済組合で受付後、「資格確認書」を交付いたします。

Q17	派遣や配偶者同行休業等で1年以上海外に行く場合、マイナ保険証はどうなるのか。
A17	<p>国外転出前に「国外転出者向けマイナンバーカード」に切り替えている場合、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できるため、マイナ保険証を利用する方は帰国の際にそのままご使用いただけます。</p> <p>上記手続きをしない場合、マイナンバーカードは国外転出予定日に失効しますので、ご注意ください。転出前に資格確認書が必要な方は、所属所の事務担当者を通じて、「資格確認書交付申請書〔用紙 No.証関係2〕」を提出してください。</p> <p>【国外転出者向けマイナンバーカードの手続きはこちら】 マイナンバーカードを国外で利用する - マイナンバーカード総合サイト</p>